

公益財団法人 神澤医学研究振興財団 ガバナンス・コード

公益財団法人神澤医学研究振興財団（以下、「本法人」という）は、以下のガバナンス・コードを策定し、役職員がこれを遵守することにより、公益法人として持続的かつ効果的な発展をはかるものとする。

1. 公益法人の使命と目的

本法人は、公益法人としての使命並びに目的を明確に意識し、本法人の公益目的事業の遂行と本法人運営を、持続的かつ効果的に行うものとする。

2. 誠実性・社会への理解促進

本法人の役職員は、一般の人々が公益法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に意識し、日常の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益となること並びに利益相反となる取引は行わないものとする。また本法人は、法令等に従って情報公開するのみならず、本法人が行う公益目的事業について積極的に一般の人々に対して公開し、社会一般からの理解を得るとともに、関係研究機関・学会の協力を仰ぎ、市民社会における一員として活動するものとする。

3. 公益法人の機関の権限（役割）と運営

本法人は、法に定められた公益法人の機関の権限（役割）と運営の意義を意識し、法令に則った形式を踏襲し、議論に基づいた運営を行うものとする。

4. 公益法人の業務執行

本法人は、理事会による業務執行の決定・監督にあたっては、本法人の目的に沿って代表理事、業務執行理事並びに理事及び職員と連帯して行動する。そのためには、代表理事・業務執行理事の選定・解職に留意するとともに、職務権限規程、役職員の就業規則等を定めて適用する。

5. 理事会の有効な運営

本法人は、理事会において選定された代表理事や業務執行理事のリーダーシップのもと、法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって職員とチームを組んで事業を推進する。事業の執行については、理事同士が執行の監督を行うとともに、監事の外部的視点からの監査監督を行う。

6. 情報公開・説明責任・透明性

本法人は、運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、本法人の事業活動について積極的に情報開示することで透明性を確保し、説明責任を果たす。

7. リスク管理・個人情報の保護

本法人は、本法人のみならず本法人関係者を守るべく、リスク対応並びに個人情報保護がより重要であることを認識し、組織的な管理体制を構築する。そのために特定個人情報の取扱い基準、情報取扱基準、プライバシーポリシー等を制定する。

8. コンプライアンス・公益通報者保護

本法人が公益法人として関連する法令や定款等を遵守することはもとより、理事会は役職員が遵守していることを常時確認する。またこれらを担保するため、役職員等が不利益を被ることなく、役職員等のコンプライアンス違反を内部通報できる体制を整備し運用する。

附 則

1. 本ガバナンス・コードの決定・変更は、理事会の決議をもって行う。
2. 本ガバナンス・コードは、 2025 年 5 月 13 日 制定